

令和2年度

工事監査報告書

写真美術館再整備工事

(建築本体) (電気設備) (機械設備) (附属北棟・他)

福島市監査委員

2 監 第 2 0 3 号
令和 3 年 3 月 1 日

福島市議会議長 梅 津 政 則 様
福 島 市 長 木 幡 浩 様

福島市監査委員 井 上 安 子
 同 遠 藤 和 男
 同 宍 戸 一 照
 同 渡 辺 敏 彦

工事監査の結果に関する報告について

地方自治法第 1 9 9 条第 5 項の規定による工事監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出いたします。

目 次

第 1	工事監査の実施趣旨 -----	1
	1 実施目的	
	2 実施の方法	
	3 対象工事の選定	
第 2	監査の対象及び工事の概要 -----	1
	1 監査の対象	
	2 対象工事の事業概要	
第 3	監査の実施期間-----	3
第 4	監査の方法-----	3
第 5	監査の結果-----	3
	(写真美術館再整備工事 位置図及び概要図) ---	7
	(書類審査及び現場実査等写真) -----	1 0
	< 工事技術調査報告書 (抜粋) > -----	1 2

第 1 工事監査の実施趣旨

1 実施目的

監査対象工事に係る計画から施工までの技術的視点、並びに当該工事実施に伴う契約事務手続きなどを監査することを目的とした。

2 実施の方法

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項に基づく随時監査として実施した。

3 対象工事の選定

事業費がおおむね 5,000 万円以上の工事の中から、工事の技術の特殊性や話題性を加味し、現場実査時期において工事進捗率が当該実査に適する状態である工事を選定した。

第 2 監査の対象及び工事の概要

1 監査の対象

(1) 対象部局

【市民・文化スポーツ部】文化スポーツ振興室文化振興課

【財務部】契約検査課、財産マネジメント推進室公共建築課

(2) 対象工事

写真美術館再整備工事（建築本体）（電気設備）（機械設備）（附属北棟・他）

2 対象工事の事業概要

(1) 事業概要

福島市写真美術館は、日本電気計器検定所として大正 11 年に建築された組積^{そせき}造（石造）の建築物であり、特徴と希少性から平成 14 年に福島市指定有形文化財に指定され、平成 15 年 4 月から福島市写真美術館（通称：花の写真館）として保存・活用がなされてきたが、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災により被災し、休館状態が続いていた。

その後、耐震診断等を経て、平成 29 年度に文部科学省より「公共社会教育施設災害復旧事業」の採択を受け、令和元年度から 2 か年の工事で文化財としての復

原をはじめ、全館利用を可能とする構造補強工事を行うことを決定した。

常設の写真展示・収蔵を行うほか、市民による文化活動の拠点機能を併せ持った新たな文化施設として再整備するものである。

(2) 監査対象工事

「写真美術館再整備工事（建築本体）」

契約金額 294,800,000 円（税込）

契約工期 令和元年9月27日～令和3年1月29日

受注者 (株)安藤組

「写真美術館再整備工事（電気設備）」

契約金額 51,480,000 円（税込）

契約工期 令和2年2月21日～令和3年1月29日

受注者 広栄電設（株）

「写真美術館再整備工事（機械設備）」

契約金額 33,880,000 円（税込）

契約工期 令和2年2月21日～令和3年1月29日

受注者 (株)光和設備工業所

「写真美術館再整備工事（附属北棟・他）」

契約金額 95,700,000 円（税込）

契約工期 令和2年10月2日～令和3年3月17日

受注者 (株)安藤組

(3) 当該工事にかかる設計、工事監理

「写真美術館再整備工事修復改修実施設計業務委託」

契約金額 12,782,000 円（税込）

委託期間 平成28年11月8日～平成29年5月26日

受注者 福島県建築設計協同組合

「写真美術館再整備工事 工事監理業務委託」

契約金額 16,610,000 円（税込）

委託期間 令和元年10月1日～令和3年3月29日

受注者 福島県建築設計協同組合

第3 監査の実施期間

- 1 監査期間 令和2年7月31日～令和3年2月26日
- 2 調査日 令和2年10月22日～23日

第4 監査の方法

今回の監査を実施するにあたっては、工事技術に関する専門的知識を必要とすることから、監査対象工事に係る計画・設計・積算・契約・工事監理・施工状況などについての技術的調査を「公益社団法人 日本技術士会」に委託し、実施した。

実施にあたっては、関係職員の説明を受けるとともに、監査対象部局から提出された工事関係書類の実査と概要聴取を行い、併せて現場実査を行った。

なお、技術士より工事技術調査報告書を令和2年12月7日付けで受領した。監査の方法の概要及び手順は次のとおりである。

- ①監査対象部課による工事概要説明
- ②工事請負契約書等の調査
- ③設計書類の調査
- ④工事監理状況の調査
- ⑤施工管理状況の調査
- ⑥現場の施工状況確認

第5 監査の結果

本工事の設計、積算及び工事監理等の技術的な内容については、「公益社団法人 日本技術士会」から提出された工事技術調査報告書ならびに現場実査に基づき判断したが、工事に関する計画・設計・施工管理・施工状況に関して、おおむね適正かつ所定の水準にあるものと認められた。

また、提出された書類を審査した結果、契約等の財務事務についても適正に執行されており、特に指摘すべき事項はなかった。

詳細は以下に記載のとおりである。

1 工事計画

組積造（石造）で建築された現在の福島市写真美術館は、福島市指定有形文化財に指定されており、通称「花の写真館」として利活用され市民に親しまれていた。

しかし、東日本大震災で被災したことにより、正面玄関上部の妻壁（ペディメント）の亀裂・傾斜や内壁の崩落などのため使用できなくなった。

その後、耐震診断の結果、耐震補強等の大規模改修が必要となったため、平成 29 年度に文部科学省より「公共社会教育施設災害復旧事業」の採択を受け、文化財としての復原を行うとともに、すべての部屋を使用可能とする構造補強を行うこととした。

本館 1 階には、市民及び文化芸術団体等が展示スペースとして活用できる展示室を 4 室配置し、玄関にはスロープやインターフォンを整備するほか、2 階への導線を確保するためにエレベーターを設置する。また、2 階は従来非公開としていたが、市民が会議や講演会などの文化活動を行うための多目的室のほか、企画展示室や旧所長室を整備することとした。併せて、福島市が所有する写真作品等を収蔵するための収蔵室の整備も行う計画で、文化財の復原と文化施設としての活用を考慮した内容になっていると判断する。

2 設計

○建築設計

有識者や専門家 8 名により構成される修復委員会の指導の下、福島市写真美術館再生に関する検討結果を踏まえた設計がなされている。既存の写真美術館に市民ギャラリー機能も設けるため、やむを得ない面はあるが、事務室や管理設備が 2 階に集中したことにより、1 階のインターフォンへの対応等、供用開始後に運営面での工夫が必要になってくる場面も考えられる。

○構造設計

耐震性向上のため、石材間のずれ抵抗の強度を向上させ、地震時水平力に抵抗させる補強方法が選定されている。

耐震安全性検証や地盤調査結果の確認により、地盤と建物の動的相互作用も考慮し、東日本大震災や阪神淡路大震災の地震力への耐震性が保持できる工法が採用されており、適正であると判断する。

3 積算

石積構造の補強に対する本工法のような耐震補強事例は少ないため、石材に鋼線を通す貫通孔を開けるための施工手間費用等を評価するのは難しい。

また、歴史的な建物の補強と保存及び利活用を考えた改修工事であり、単純に工事価格で評価することは馴染まないと思われることから、建物本体改修の工事価格については、改修費に匹敵する耐震安全性能の確保及び歴史的建造物の保存と活用

条件が確保されているものと判断する。

4 入札・契約

本改修計画の実施設計業務委託は随意契約で選定されたが、条件の特殊性から、その選定プロセスは妥当であったと判断する。

建築本体工事及び設備工事は、ともに制限付き一般競争入札が採用され、契約業者の資格要件や選定の過程に特に問題となるところはないと判断するが、より多くの業者が入札に参加できるような工夫も望まれる。

5 施工

工期に影響する問題は発生しておらず、順調に進められていると判断する。

定例会議が月2回行われており議事録の内容も適正であった。会議で使用する工程表については、出来高管理や専門職技能員の過大な作業負荷の有無などを確認するうえで重要な資料であることから、その内容の確認及び承認がルールにのっとり行われていることが望ましい。

専門職技能員の新規入場者教育などについては、安全等に関する共通認識を深める体制が整っていると判断する。

6 その他の事項

- (1) 流しやトイレなどへの給湯設備が計画されていないが、利用する市民にとっては必要と思われる設備であるため、設置に向けた検討が望まれる。
- (2) 施工精度は、鋼棒の設置に関する施工要領書において、石積壁の頂部から1階基礎梁まで鋼棒を通すための穴をあける際に、どの程度の垂直性を要求しているかの目標値を既存に合わせる部分と新設の部分に区分けして、設定しておくことが望ましい。
- (3) 地球環境にやさしい材料の利用については、エコケーブル、人感センサー付き照明、LED照明などが設備工事で利用されているが、建築本体工事は、既存の建物の復原ということもあり、特に配慮されているところはなかった。
- (4) 構造面では、2階の床が木造であり、フローリングが貼られていて、強度上は問題ないと判断するが、2階の靴音等が1階で気になるレベルにあるため、事前の市民への周知が必要になると思われる。
- (5) 階段が急であるにもかかわらず安全に配慮した手すりが付いていない。文化財としての復原を重視した工事ではあるが、市民の利用を前提とした施設でもあり、使用する際の安心安全に配慮する視点も必要と思われる。エレベーターも整備されるが、実際に障がいのある方や高齢の方の団体などに利用上の問題点を確認し

てもらふことも望まれる。

- (6) 駐車場については、13 台分（うち 2 台分が思いやり駐車場）の整備が予定されているが、大きなイベントなどを行うと足りなくなる恐れがあるため、公共交通機関の利用推奨などについて市民への周知徹底が必要であると思われる。

7 むすび

今回の工事監査において、写真美術館再整備工事は、前述したようにおおむね適正に執行されていると判断する。

なお、以下の 3 点については、今後の課題として引き続き検討されたい。

- (1) 文化財の復原という側面もあり、障がいのある方や高齢の方などが利用する場合に段差や階段等が必ずしも利用しやすくなっていない部分があるため、市民への周知や運営面で工夫するなど配慮すること。
- (2) 火災等の非常時に階段が使えない場合など、避難はしごの設置はあるが、障がいのある方や高齢の方などは苦慮すると思われるので、避難誘導訓練等を定期的に行い有事の際の対応を徹底すること。
- (3) 流しやトイレなどに給湯設備の設置がないため、将来的に設置するか備品等により対応するか何らかの方法でお湯が使えるよう検討すること。

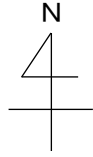
また、本工事は、福島市指定有形文化財の復原と、今後広く市民に利活用されることも想定しながら実施するものであり、文化財という制約のある中、特殊な工法で石造を復原し、耐震補強も行い、利用しやすさも検討しなければならない難しい工事であったと推察される。

今後、多くの市の施設を維持していく中で、改修・修繕を加えながら後世に伝えていくべきものが出てくると思われるが、そこには、貴重な文化的財産を行政と市民が、ともに協力して守っていくという姿勢が欠かせないものとなる。

そのためにも、供用開始してからの運営面での取り組みをより良いものにして施設の価値を高めていく必要がある。

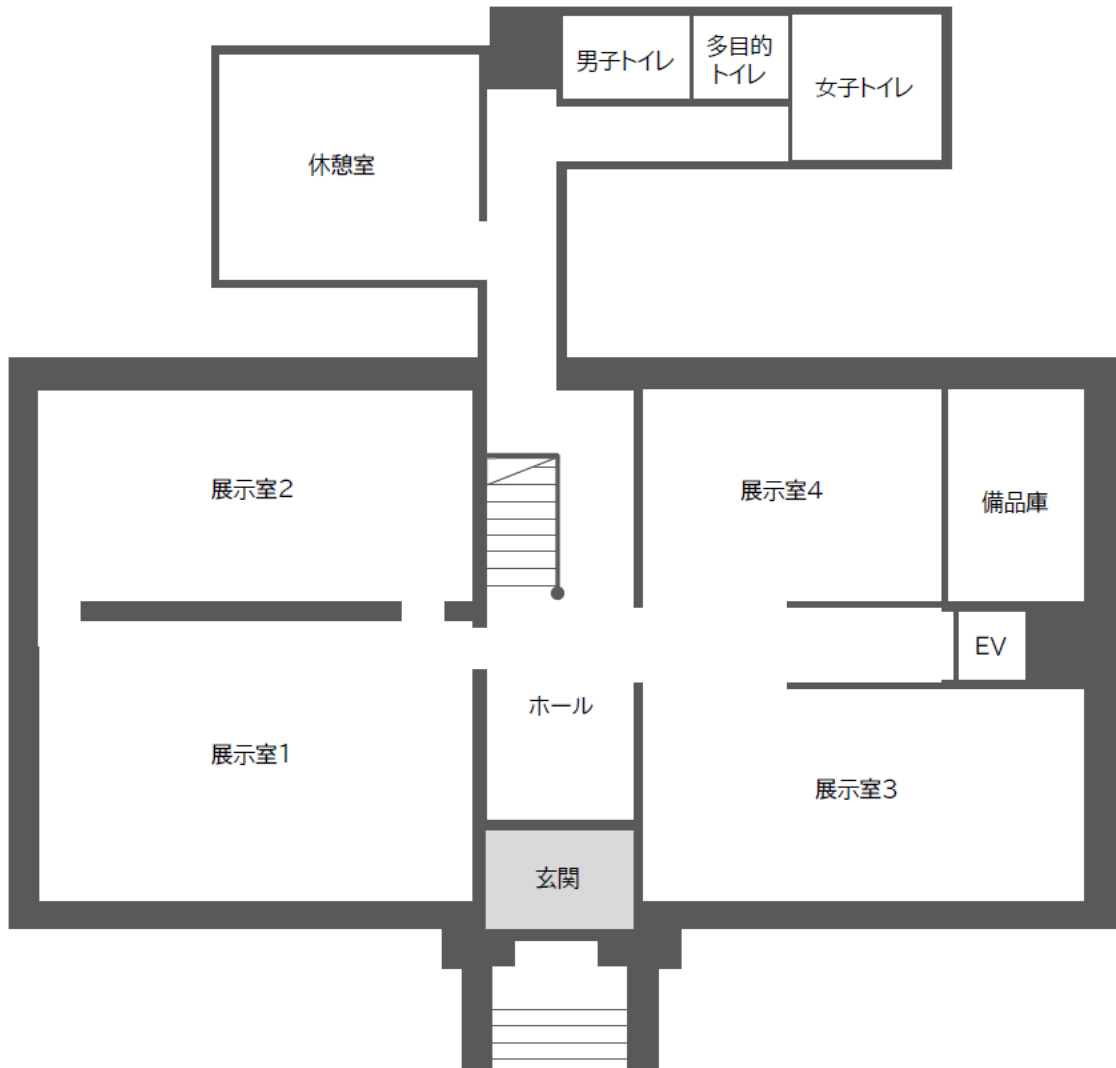
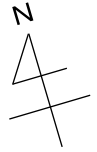
むすびに、本建物は市民向けの展示はもとより、会議等も行える多目的室なども備える多機能な文化施設であるため、多くの市民に利用され、文化財としても親しまれる施設となり復原・改修してよかったと思ってもらえるような文化振興の拠点となることを期待するものである。

写真美術館再整備工事 位置図

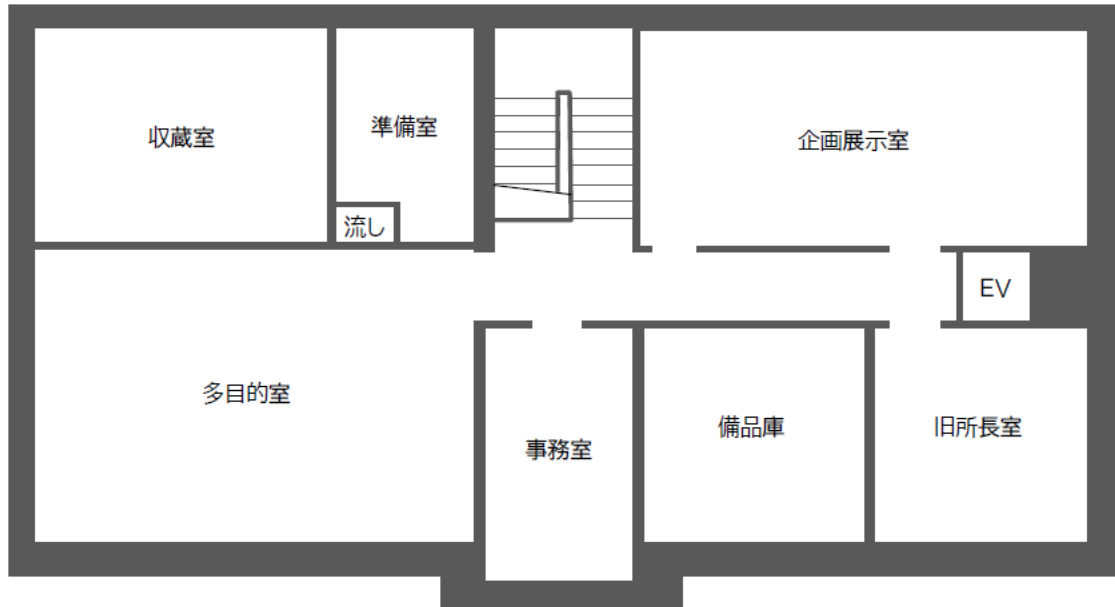


写真美術館再整備工事 概要図

【1階平面図】



【2階平面図】



書類実査及び現場実査等写真



概況説明（令和2年10月22日 午前）



書類実査（令和2年10月22日 午後）



書類実査（令和2年10月22日 午後）



現場実査（令和2年10月23日 午前）



現場実査（令和2年10月23日 午前）



所見講評（令和2年10月23日 午後）

令和 2 年度

工事監査に係る工事技術調査報告書（抜粋）

工事名

写真美術館再整備工事

令和 2 年 10 月 22 日（木）、23 日（金）
（工事技術調査実施日）



社会委員会 工事監査支援登録会員

技術士（建設部門）

（登録番号 第 34880 号）

一級建築士、構造設計一級建築士

園部 隆夫

目 次

まえがき	・・・・・・・・省略
第一章 一般事項	
1. 調査目的	・・・・・・・・省略
2. 実施日及び場所	・・・・・・・・省略
3. 調査方法	・・・・・・・・省略
4. 出席者一覧	・・・・・・・・省略
5. 日程	・・・・・・・・省略
第二章 工事概要	
・・・・・・・・省略	
第三章 所 見	
1. 総合所見	・・・・・・・・14
2. 個別所見	
(1) 計画	・・・・・・・・14
(2) 設計	・・・・・・・・15
(3) 積算	・・・・・・・・16
(4) 入札・契約	・・・・・・・・17
(5) 施工	・・・・・・・・17
(6) その他の事項	・・・・・・・・18
(7) 耐震補強工法の選定についての補足説明	・・・・・・・・19
(8) 確認資料	・・・・・・・・20
あとながき	・・・・・・・・21

第三章 所 見

1. 総合所見

本施設は東日本大震災により被災し、閉鎖された状態であった。

今後の在り方を検討するため福島市文化施設あり方検討委員会設置要綱第1条の規定に基づき検討委員会が設置され、検討委員会では5回の委員会で議論された結果、ふれあい歴史館、写真美術館、市民ギャラリーを福島市にふさわしい文化施設として一日も早い復旧実現が求められることとなった。市民ギャラリーは、写真美術館に設けることとし、写真美術館では、秋山庄太郎作品の展示に限らず、広く展示スペースとしても利用できるよう、さらに収蔵環境が確保されるよう配慮することとなった。福島市の有形文化財として、耐震補強を含む改修を進めることと決定された。

起案の根拠は明確であり、入札の手段も基本に準じて行われており、高い耐震安全性の確保、安定した品質と要求された機能を得るための適切な価格で実施に移されたと判断することができます。

工期については、建築本体工事が16か月を予定され、緊密な調整のもと確実に進められていました。

基礎梁側面補強が入るため、一部地下掘削を伴う工事もあり、かつ組積壁の上部より石材のコア抜き（石材の縦方向に50φの貫通孔をあける作業）を行い、PS（プレストレスをかけるための）鋼棒を配置し、PS鋼棒を締めることで石積壁を締め上げ、石材間の目地部が地震力で開かないようにすることで、耐震安全性を向上させています。複雑な作業を含んでおり、工期としては妥当なものと考えられます。

施工計画、各種施工要領に準じ、現場代理人を中心にルールに則り工事は順調に進められていました。

2. 個別所見

(1) 計画

本施設は旧・日本電気計器検定所として大正11年に建築された組積造（石造）の建物であり市指定有形文化財となっていま

す。平成 15 年 4 月には「福島市写真美術館」（通称：花の写真館）として開館し、写真愛好家をはじめ多くの市民に親しまれる施設でした。平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災で被災し、玄関上部の妻壁（ペディメント）の亀裂、傾斜や内壁の崩落などが生じ使用中止となっていました。その後、文部科学省より「公共社会教育施設災害復旧事業」の採択を受け、1,2 階のすべての部屋を使用可能とする構造補強工事を行い、展示スペースや常設企画室、多目的室、休憩スペースなど福島市の文化活動のさらなる活性化と文化的価値の高い新たな拠点施設として計画が進められました。

(2) 設計

1) 建築設計

実施設計は福島県建築設計協同組合が受託し、株式会社ボーダレス総合計画事務所が担当しています。

福島市写真美術館再生に関する検討結果を踏まえ、修復委員会の指導の下、耐震補強、改修計画を円滑に進めるため、情報を共有できる設計事務所として選定されました。

2) 構造設計

本建物は大正 11 年に建築された建物であり、外壁には国見石と称する凝灰質系の石材（49 cm×85 cm×35 cm）が用いられています。壁厚は 49 cm（2 階）の無補強組積造建築物であり、1 階の壁厚は 54 cm となっています。耐震評価を行う上で「だぼ」（石材間の水平抵抗の向上に効果のあるずれ止め）は存在しないと推定されています。小屋組は木造であり、鉄骨による鉛直荷重に対する補強がされています。基礎は杭基礎（木杭）の可能性があるとされています。また、短辺方向には、石造の間仕切り壁が配され、耐震性の向上に配慮されています。屋根、小屋組、床は木造となっています。

耐震性を向上させるため、本建物では石材間のずれ抵抗の強度を向上させ、地震時水平力に抵抗させる補強方法が選定され、実

施に移されました。耐震安全性検証のための構造解析には、有限要素法による3次元解析が行われ、各部位に作用する応力の確認が行なわれています。建物の1次固有振動数は、短辺方向3.5Hz（周期0.29秒）、長辺方向4.8Hz（周期0.21秒）となっており、短周期であるため、短周期成分が卓越した地震動に対し、当該建物は大きな応答を示したものと考えられます。耐震補強に際しては、地盤と建物の動的相互作用を考慮し、東日本大震災時の地震力、あるいは阪神淡路の大震災時の地震力に対し、耐震性が保持できる補強が行われています。地盤調査結果も確認しました。

石積の壁が地震時に効率よく抵抗できるように、2階の床、屋根・小屋組みに水平剛性を確保するため、鉄骨補強が行われています。石積の壁については、目地部のずれ抵抗を向上させるため、石積の頂部に臥梁を配し、石材を縦方向に締め付けるためPS鋼棒を配し石積壁に地震時の水平力に対する抵抗力を確保させる工法を採用しています。本工法を選定するに際しては8名の有識者、専門家により構成される修復委員会にて7回にわたり審査部会が開かれ、妥当性が検証されています。

(3) 積算

前述第二章4. 工事金額で記述したように、建築本体工事では450,489円/㎡（1,486,614円/坪）、設備工事130,440円/㎡（430,452円/坪）となっています。特に石積構造の補強に対する本工法のような耐震補強事例は少なく、PS鋼線の材料単価より石材に鋼線を通す貫通孔を開けるための施工手間費用等を評価するのが難しいと考えられます。一般的な建物の耐震補強を伴う改修工事費としては、設備工事等も含め200,000円～300,000円/㎡（660,000円～990,000円/坪）程度であることに比較して、当改修工事費は高いと思われませんが、歴史的な建物の補強と保存及び有効活用を考えると、改修工事費を単純に工事価格で評価することは妥当でないと考えます。

附属北棟については、ほぼ全解体に近い状況からの改修工事となっており、815,231円/㎡（2,690,263円/坪）の建築工事費とな

っています。一般的な費用に比べ高い工事費となっていると考えられます。

建物本体に投入される改修工事価格については、改修費に匹敵する耐震安全性能の確保、歴史的建造物の保存と活用条件が確保されているものと判断することができます。

(4) 入札・契約

本改修計画の実施設計に関しては、前述するように特殊な条件があることから、福島県建築設計協同組合が随意契約にて選定されています。

選定プロセスは、実施設計を進めるための諸条件を考えますと、妥当な決定であったと判断することができます。

工事監理に関しても、福島県建築設計協同組合が随意契約にて選定されています。組積造建築の耐震改修工事のように、専門的な知識が必要な工事に対し、詳細な設計情報を有する同一設計事務所が工事監理者として選定されたことは、妥当な選択であると考えます。

施工業者の選定に関しては、建築工事、設備工事共に制限付き一般競争入札が採用されています。建築工事は入札者が1者であり、選定過程における諸条件を検証した結果、条件は整っており、株式会社安藤組が選定され決定されています。電気設備工事は4者（1者失格）による入札の結果、最低価格で広栄電設株式会社が落札し、決定されています。機械設備工事も4者による入札があり、株式会社光和設備工業所が最低価格で落札し、決定されています。

契約業者の資格要件や選定プロセスは規定に準じて行われ、その過程は明確であり、特に問題となるところはないと判断します。

(5) 施工

工期は建築本体工事が令和元年9月27日～令和3年1月29日となっています。設備工事は令和2年2月21日～令和3年1月29日となっています。

出来高は9月末時点において建築本体工事で85.7%、電気設備工

事で 33.0%、機械設備工事で 40.2%となっており、マスター工程表（契約時の基本工程表）に沿って、順調に進められていました。

特に工期に影響の出る問題は発生しておりませんでした。

定例会議は月 2 回金曜日に行われていました。定例議事録等の内容を確認しました。記載必要事項に漏れはありませんでした。

専門職技能員の新規入場者教育については、現場において所長が重要事項説明及び安全教育を規定に準じて実施していました。

(6) その他の事項

① 流し、便所への給湯設備の準備について

2 階の多目的室に設けられている流し、1 階の便所等に給湯設備の準備をされることを推奨いたします。特に多目的室においては、習字、絵画等の利用も考えられ、利用される市民にとっても便利な設備であると考えます。予算の関係もありますが、設置できる準備だけでもしておくことが有効であると考えます。

② 施工精度の具体化について

施工精度の具体的な数値目標は、施工要領書に明確、かつ具体的に示しておく必要があります。PS 鋼棒の設置に関する施工要領書の確認をさせていただきました。石積壁の頂部から 1 階基礎梁までコアカッターにて PS 鋼棒を通すための穴をあける際に、どの程度の垂直性を要求しているのか、その目標値が確認できませんでした。実際には目標値に対し 5 cm 以内で垂直性が確保されているとの報告がありました。他の工事に関する要領書においても、施工精度を明確に示し、客観的に評価ができるようにしておくことが必要です。既存建物の改修では、既存建物の精度に合わせなければならない場合も多くあります。既存に合わせる部分の精度、新設で基本的な精度に納めなければならない部位などの精度目標を明確に区分けして設定しておくことが必要です。例えば、あと打ちコンクリート躯体の精度については、建築工事共通仕様書（JASS5）に準ずるとした場合、その中から適用する内容を抜粋して施工要領書に添付するなどの配慮が必要であると考えます。

③地球環境にやさしい材料の利用について

改修工事において、地球環境にやさしい材料の利用は困難が伴いますが、本計画では、建物の改修利用自体が地球環境にやさしい行為であるということが出来ます。設備的には、エコケーブル、人感センサー付き照明設備、LED照明利用、などが実施されています。

④床の遮音性能について

2階の床は木造となっており、下張りの上に15mmのフローリングが貼られています。強度上の問題はありませんが、遮音性能は低く、特にヒール等の堅い靴での歩行時においては、1階に音の伝搬が顕著に感じられると予想されます。施設の利用マニュアルに、1階の展示室、2階の展示室、多目的室の利用者への注記をしておくことが必要であると考えます。

⑤バリアフリー、高齢者、身障者への対応について

2階への階段を上るためには、安全を考慮し手すりの設置が必要であると考えます。文化財としての価値評価の問題もありますが、施設を市民に活用していただくことを前提に考えると、安全性が優先しても良いのではと考えられます。エレベーターの利用に際しても、車いすの利用に際し注意すべき事項の確認等をしておく必要があります。

(7) 耐震補強工法の選定についての補足説明

本改修計画は「石積みによる組積造」という特殊な構造の耐震補強を行っています。

一般的な建物の耐震補強では、耐震性の評価に I_s 値（構造耐震指標値）が用いられ、 I_s 値=0.6以上となるように耐震補強が進められています。

本計画では、阪神淡路大震災、東日本大震災クラスの地震が来ても、大きな損傷が生じないように、作用する地震力に対して、耐震

安全性能が確保されています。また、補強方法については、①壁側面に鉄骨ブレースを配する補強方法、②壁側面にバットレス（鉄筋コンクリート造の斜め筋交）を配する補強方法、③組積造の壁内側に鉄筋コンクリート造の壁を打設補強する方法、④エポキシ樹脂の注入による補強方法などが考えられました。

しかし、大正時代の特徴と希少性がある文化財建物であるため、内外観のイメージを変えない補強方法でかつ強度が確保できる方法として、石積みの壁に縦方向にPS鋼棒を貫通させ、PS鋼棒で締め上げ、地震時に石材間の目地部分に隙間が生じ、石材間のずれ抵抗が落ちないように、かつ、石積み壁の面外方向への崩壊を防ぐことができるように補強を行っています。採用した補強方法は、外部に補強部材の存在が見えないことで、文化財としての建物価値を損なうことがないように配慮された工法です。

(8) 確認資料

① 技術調査資料

- ・ 計画概要
- ・ 案内図
- ・ 契約関係資料
- ・ 工事概要
- ・ 仕様書
- ・ 工程表
- ・ 見積内訳
- ・ 設計図書
- ・ 福島市公共施設の戦略的再編整備検討資料 個別計画
- ・ 福島市文化施設あり方検討委員会 提言書
- ・ 福島市写真美術館再生に関する資料作成業務委託

② 現場実査

- ・ 定例議事録
- ・ 工事管理報告書
- ・ 施工計画書

- ・ 施工要領書
- ・ 工事写真
- ・ 新規入場者教育記録

あとがき

本報告書をまとめるに当たり、技術調査事前資料の確認を行いました。2日間の工事監査を行い、工事監査当日に提出された資料について、円滑に審査を行うことができました。また、現場立会い調査をすることにより、一部質疑に代えさせていただきました。

事前の技術調査資料作成、ヒアリングに際しご協力いただきましたことに深く御礼申し上げます。また、監査委員、監査委員事務局、担当部局の皆様、業者の皆様の真摯な対応と適切なお協力により、滞りなく技術調査を終えましたことに感謝申し上げます。